

子どもが生まれたら



出生届

住民生活課 ☎0494-75-1418

出生届は、生まれた日を含めて14日以内に、お子さんの出生地・本籍地、または届出人の住所地の役場に届出をしてください。

●届出に必要な物

出生届、母子健康手帳、本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等）

出産育児一時金

（国民健康保険の場合）福祉課 ☎0494-75-4103

国民健康保険の被保険者が、妊娠4か月（85日）以上で出産（死産を含む）した場合にその世帯の世帯主に支給されます。また、妊娠4か月以降の出産であれば、流産、人工妊娠中絶等の場合でも出産育児一時金を受給することができます。

●支給額 子ども1人につき50万円

※産科医療補償制度に加入していない医療機関で出産
（死産を含む）した場合は48万8,000円



●直接支払制度

直接支払制度を利用することで、出産育児一時金が国民健康保険から直接医療機関等に支払われます。そのため、医療機関等での支払いは、分娩費用から出産育児一時金分を差し引いた金額となります。直接支払制度を利用する場合は、医療機関等と「直接支払制度を利用する旨の合意文書」を取り交わすことが必要です。（役場での手続きは不要です）ただし、以下の要件に該当する場合は、福祉課窓口で出産育児一時金の申請が必要です。

- ・医療機関等への直接支払制度を利用したが、出産（死産）費用が支給金額に満たなかった場合
※申請をすることで、費用と支給金額の差額分が支給されます。
- ・医療機関等への直接支払制度を利用しなかった場合
- ・海外での出産の場合

※国民健康保険以外に加入している場合は、勤務先など加入している健康保険にご確認ください。

健康保険の加入

（国民健康保険の場合）福祉課 ☎0494-75-4103

医療が必要な状態になったときに、医療費の一部を負担してくれる公的医療保険制度です。出産後、できるだけ早く手続きを行ってください。

詳細は加入している健康保険に確認してください。

※国民健康保険に加入の方は出生後14日以内に届出が必要です。



子育て家庭を応援する助成・手当



いずれの制度も受給要件等がありますので、手続き内容について事前にお問い合わせのうえ、ご確認くださいませようお願いします。

子育て支援金

こども課 ☎0494-75-4101

次世代を担う児童の健全育成と子育て家庭の経済的負担を軽減し、少子化対策を図ることを目的として、お子さんが生まれた家庭に子育て支援金を支給します。

●申請に必要な物

- ・保護者の預金通帳
- ・町税等滞納のない証明書

対象	支援金額
第1子	5万円
第2子	5万円
第3子以降	50万円（分割支給）



児童手当

こども課 ☎0494-75-4101

中学校修了前の児童を養育している方に支給します。申請した翌月分から該当となりますが、所得状況により、手当の一部（特例給付）、または全額が停止になる場合があります。

●申請に必要な物

- ・保護者の預金通帳
- ・父・母のマイナンバーカードまたは個人番号がわかるもの



●児童手当の対象と支給額

対象		支給額
3歳未満		月額 15,000円
3歳以上小学校修了前	第1子・第2子	月額 10,000円
	第3子以降	月額 15,000円
中学生		月額 10,000円
特例給付（所得制限以上の世帯）		月額 5,000円

※令和6年10月分から支給額・支給月が変更になる予定です。
詳細はホームページ等でご確認ください。

こども医療費

こども課 ☎0494-75-4101

健康保険に加入している18歳までの児童（満18歳になった最初の3月31日まで）が、医療保険制度で医療機関等を受診した場合、医療費の一部を支給します。※高額療養費・附加給付金・入院時食事療養費標準負担額等を除きます。

●申請に必要な物

- ・対象となる子どもの健康保険証
- ・保護者の預金通帳



新生児聴覚検査費用助成

こども課 ☎0494-75-4101

- 対 象 小鹿野町に住民票があり、新生児聴覚検査を受けたお子さんの保護者
- 助成方法 県内医療機関で新生児聴覚検査を受ける方は、母子健康手帳交付時に配付された助成券を医療機関に提出してください。自動 ABR5,000 円、OAE3,000 円を上限に 1 回のみ助成します。助成券の金額を超えた場合は自己負担となります。※県外医療機関で検査を受ける方はご相談ください。



産婦健康診査費用助成

こども課 ☎0494-75-4101

- 対 象 小鹿野町に住民票があり、産婦健康診査を受けた方
- 助成方法 県内医療機関で産婦健康診査を受ける方は、母子健康手帳交付時に配付された助成券を医療機関に提出してください。5,000 円を上限に 1 回のみ助成します。助成券の金額を超えた場合は自己負担となります。※県外医療機関で健診を受ける方はご相談ください。

母乳ケア費用助成

こども課 ☎0494-75-4101

- 対 象 小鹿野町に住民票があり、産後 12 か月までに、助産師が行う母乳マッサージおよび育児相談を受けた方
- 内 容 上限 10,000 円までの費用を助成します。
- 申請に必要な物
 - ・領収書原本
 - ・明細書等内容のわかるもの
 - ・申請者の預金通帳
 - ・母子健康手帳



※乳腺炎などで医療保険が対象になった母乳ケアは、助成対象外となります。

子育ておむつ券給付

こども課 ☎0494-75-4101

お子さんの 1 歳になる誕生月まで、おむつ、おむつ関連商品等の購入費、月 1,500 円分を助成します。



紙おむつ用ごみ袋の支給

こども課 ☎0494-75-4101

3歳の誕生日まで、1年度分60枚（1か月5枚）をまとめて支給します。3歳の誕生日の属する年度は誕生日分までの支給となります。年度毎に支給窓口で支給します。母子健康手帳をお持ちください。

※前年度分は支給いたしません。

子育てファミリー応援事業 コバトンベビーギフト

こども課 ☎0494-75-4101

埼玉県でお子さんが生まれたご家庭へ、「埼玉県に生まれてくれてありがとう」の気持ちを込めたギフトをお送りします。

- 申請期限 お子様の1歳の誕生日の前日まで
- 申請手順 ①出生届出時に申請書（チラシ）をお渡しします
②申請書（チラシ）の2次元コードから申請サイトへアクセス
③必要事項等を入力、登録し、好きなギフト等を選択



※申し込みの時に、申請される方とお子さんのお名前、住所、誕生日が記載された住民票（本籍およびマイナンバーの記載のないもの）の写真をご用意ください。



©埼玉県 2005

自転車用ヘルメットの購入費用補助

住民生活課 ☎0494-75-1418

自転車利用者のヘルメット着用は努力義務化されています。交通安全意識の高揚と事故被害の軽減を図るため、自転車用ヘルメットの購入費用の一部を補助します。自転車事故から身体を守るため、ヘルメットの着用に努めましょう。

- 対象（次の全てに該当することが必要）
 - ・補助対象者または補助対象者と同一世帯に属する者が使用するもの
 - ・小鹿野町内に店舗を有する事業者において購入したもの
 - ・次のいずれかの認証等を受けているもの
SGマーク、JCFマーク、CEマーク、GSマーク、CPSCマーク
- 補助額
 - ・補助金額は、ヘルメット1個につき2,000円を上限
 - ・使用者1人につきヘルメット1個かつ1回限り

